

補装具の売買又は製作等に関する契約書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、補装具の売買又は製作等に関して、補装具費支給対象障害者又は障害児の保護者（以下「甲」という。）

_____と補装具業者（以下「乙」という。）_____との間に次の条項により契約を締結する。

（補装具の売り渡し、製作又は修理）

第1条 乙は、甲が川崎市より交付を受けた補装具費支給券の記載内容に基づき補装具の売り渡し、もしくは製作等を引き受けるものとする。

（補装具の引き渡し等）

第2条 乙は、補装具費支給券の提示を受けた場合は、その処方にに基づきすみやかに補装具を売り渡し、もしくは製作等し、当該補装具を甲に引き渡すとともに、補装具費支給券に受領印を受けるものとする。

2 前項の引渡しにあたり、乙は、一部の補装具を除き障害者更生相談所等による適合判定・検査を経た後でなければ、これを引き渡してはならない。

3 前項の適合判定の結果、その補装具が甲に適合しないと認められた場合は、乙の負担においてこれを改善しなければならない。

（利用者負担額の支払い）

第3条 乙は、売り渡し、もしくは製作等を行った当該補装具を甲に引き渡すに当たって、補装具費支給券に記載されている利用者負担額について、甲にその支払いを求め、甲はこれを支払う。

（領収書の発行）

第4条 乙は、甲から利用者負担額の支払いを受けた場合は、領収書を発行しなければならない。

（補装具費受領権の委任）

第5条 乙は、甲に代わって補装具費を請求・受領する場合には、甲からその委任を受けなければならない。

（契約の取り消し）

第6条 甲及び乙は、次の場合には一方的にこの契約を取り消すことができる。

（1）この契約の履行に関し詐欺その他不正行為があった場合。

（2）契約条項に違反があった場合。

（改善）

第7条 補装具の引き渡し後、障害者更生相談所等の行った適合判定・検査によって、乙の責任に帰すべきものと認められる不備な箇所を発見した場合は、第2条第3項に準じて改善しなければならない。

2 補装具の引き渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヶ月以内に生じた破損又は不適合は、乙の負担においてこれを改善しなければならない。

ただし、平成18年厚生労働省告示第528号の別表で規定する修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、修理した部位について修理後3ヶ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）については、乙の負担においてこれを改善しなければならない。

(説明義務)

第8条 乙は、本契約に基づく内容について、甲又はその家族等の質問等に対して適切に説明しなければならない。

(秘密保持)

第9条 乙は正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。

(苦情対応)

第10条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が製作又は修理を行った補装具について、甲又はその家族等から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

2 乙は、甲又はその家族等が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、当該補装具の使用に当たって、事故等により甲又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めによらない理由により事故等が発生した場合はこの限りではない。

2 前項の場合において、当該事故等について甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができる。

(関係帳簿等の保存)

第12条 乙は、この契約による帳簿及び関係書類を5ヶ年保存するものとする。

(協議事項)

第13条 この契約書に定めのない事項及び疑義が生じた場合の取扱いについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、甲乙協議のうえ決定する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名捺印のうえ各自1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 住所

氏名

乙 所在地

代表者